

業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称 県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務
- (2) 履行場所 鳥取市江津 7 3 0 鳥取県立中央病院
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 業務内容

病棟他諸室の室内空気環境を清浄に運用していくために、エアコン室内機の清掃を行う。

パネル表面、吹き出し口、ケーシング内面、内部フィンを清掃対象とする。

ア エアコンは本体を分解（本体の各面パネル、ドレンパンを取外し熱交換器まで露出させる。電気部品はシート等で養生）し、高圧洗浄機等により薬品洗浄の上、十分に洗い流す。

イ パネル表面、吹き出し口は掃除機、ブラシまたは布巾で汚れを取り除く。

ウ 取り外した部品は拭き取り清掃の上組み立て、復旧後に正常動作することを確認する。

3 予定作業機器台数

次の表に、本業務における契約期間内の予定総作業機器台数を示す。予定作業機器台数は、実際の作業数量を既定するものではなく、実際に作業を行う機器は、各室の使用状況、受注者の体制等により決定する。

清掃予定対象機器台数（対象機器の内訳は別紙による）

機種	予定機器台数
4 方向天井カセット形エアコン室内機	4 5 台
2 方向天井カセット形エアコン室内機	2 台
1 方向天井カセット形エアコン室内機	2 台
壁掛形エアコン室内機	6 4 台

4 委託料の支払い

(1) 完了報告及び確認

受注者は、次の期間毎に作業完了報告書を提出すること。提出は、期間終了翌日より、10 日以内に行うこと。その後、発注者の検査を受けるものとする。

なお、作業が行われなかった期間においては作業完了報告書の提出は求めない。

期 名	期 間
9 - 1 1 月期	契約締結日 から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
1 2 - 3 月期	令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 委託料の支払

ア 契約は単価契約によるものとし、支払は上記期間毎に精算払いとする。

イ 受注者は（1）の完了報告書が適正と認められた後、速やかに当該期間に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

ウ 発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

5 一般共通事項

(1) 提出書類

次の書類を作成し、施設管理担当者に提出こと。

- ・清掃計画書（清掃要領）
- ・作業スケジュール（2週間分程度）

(2) 業務条件

ア 実施日

発注者は、各室の運用に支障のない期日を事前に調整するので、受注者は、これを下に作業日時を決定する。

イ 業務の実施時間帯

平日 8時30分～11時30分、13時30分～16時30分

※作業時間帯については施設管理者と協議すること。

※個室については原則として空室時のみ作業を実施すること。

ウ その他

- ①作業箇所の周囲について、汚損及び水濡れが無いようポリエチレンシート等により確実に養生すること。
- ②臭気の発生する薬剤を使用する場合は施設管理者と協議すること。
- ③汚染を生じた場合は速やかに清掃すると共に、作業終了時に塵埃等の残置が無いことを十分確認すること。
- ④機器に異常が見られた場合は速やかに施設管理者に報告すること。

(3) 駐車場の利用

利用できる。使用箇所は施設管理担当者と協議すること。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用負担は無い。

イ 業務の実施に必要な工具、計器、ウエス、養生材、および事務用品等は受注者の負担とする。

(5) その他

ア 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

イ その他不明な点は、施設管理担当者と受注者が協議するものとする。